

目次

ご案内

テレワーク導入に関する支援策について.....	2
いばらき労働相談センター出張相談会のご案内.....	3
第50回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました！.....	4
就職の悩みは「サポステ」で解決！.....	5
いばらき名匠塾・在職者訓練事業について.....	6

募集

メンター養成研修の募集.....	7~8
茨城県女性リーダー登用先進企業の募集.....	9
いばらき女性活躍推進アドバイザー派遣企業の募集.....	10~11
カウンセリング講座のご案内.....	12~15
茨城県内企業の経営者と話せる！2021いばらき1Day仕事体験.....	16

お知らせ

[労働局から]	
令和3年度 全国労働衛生週間について.....	17
ジョブ・カードの活用促進について.....	18~19
時間単位の年次有給休暇を活用しましょう.....	20
中退共制度のご案内.....	21
パートタイム・有期雇用労働法について.....	22~23
期間雇用者の育児休業について.....	24
障害者就職面接会の中止のお知らせ(前期).....	25
事業場内最低賃金の引上げを検討している事業主の皆様へ！業務改善助成金のお知らせ.....	26~27
コロナ禍で、仕事で困っているあなたへ.....	28~29
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	30
個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会のご案内.....	31~32

テレワーク導入に関する支援策

新型コロナウイルス感染症予防対策として、在宅勤務やサテライトオフィス勤務などのテレワークが有効な手段です。テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度など、様々な支援がありますのでご紹介いたします。（下記参照）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、事業継続のための様々な課題にワンストップで対応するため、相談窓口を「よろず支援拠点」や「茨城働き方改革推進支援センター」に設けて専門家による無料相談支援を行っております。テレワークの導入や助成金等の活用等についても、専門家派遣により対応いたしますので、ぜひご利用ください。

茨城県よろず支援拠点

☎029-224-5339

<https://yorozu-ibaraki.jimdofree.com/>

茨城働き方改革推進支援センター

☎0120-971-728

<https://task-work.com/ibaraki/>

補助金・助成金

○人材確保等支援助成金（テレワークコース）【厚生労働省】

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

○IT 導入補助金【経済産業省】

中小企業等の生産性向上を支援する目的で、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者に IT ツールの導入にかかる経費の一部が補助される制度です。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

情報サイト・相談窓口

○テレワーク総合ポータルサイト【厚生労働省】

テレワークに関する様々な情報をご覧いただけます。テレワーク導入をご検討されている企業様、テレワークに関心のある方はぜひご利用ください。

<https://telework.mhlw.go.jp/>

○テレワークの推進【総務省】

総務省におけるテレワーク推進施策全般についてのポータルサイトです。テレワークマネージャー派遣事業やテレワークの導入・活用の際に役立つ情報も掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/

○テレワーク相談センター【厚生労働省】

企業のテレワーク（在宅勤務やモバイルワーク）導入・推進の相談窓口です。テレワーク導入の疑問をはじめ、助成金申請手続きについての相談も受け付けています。

<https://www.tw-sodan.jp/>

○日本テレワーク協会

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを緊急導入される企業等向けに、日本テレワーク協会下会員企業・団体によるテレワーク緊急導入支援プログラムを紹介しています。

<https://japan-telework.or.jp/>

いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日:9:00～19:00(相談受付は18:30まで)
第2・第4土曜日:9:00～15:00(相談受付は14:30まで)
※第1・第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワーハラ等

令和3年度下半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間:各日 10時から16時】※相談無料・秘密厳守

開催日	会場	
10月6日(水)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室4
10月19日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
10月26日(火)	日立市役所	本庁舎3階303会議室
11月4日(木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
11月16日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
12月7日(火)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
12月21日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
1月5日(水)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室4
1月18日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
1月25日(火)	日立市役所	本庁舎3階303会議室
2月3日(木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
2月15日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室301
3月9日(水)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
3月16日(水)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302

第50回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和3年7月10日(土)、11日(日)
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援 【順不同】	茨城労働局、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、株式会社茨城新聞社
競技会場	茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町 864-4）
競技種目 【8種目】	電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント
参加者数	77名(選手)、約180名(見学者)

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技・成果品の様子



①電子機器組立



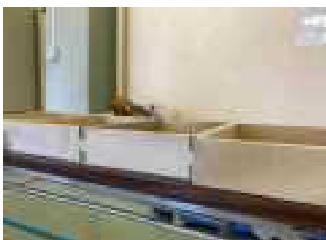
②ワード・プロセッサ



③ビルクリーニング



④縫製



⑤木工



⑥喫茶サービス



⑦パソコンデータ入力



⑧オフィスアシスタント



就職の悩みは「サポステ」で解決!!



サポステとは

地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）では、働くことに悩みを抱える若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行っています。

茨城県内には水戸市、筑西市、つくば市の3カ所にサポステが設置されており、厚生労働省から委託を受けた、全国の若者支援の実績やノウハウのある一般社団法人等が実施しています。

★ サポステの支援対象者 ★

「働きたいけど、どうしたらよいかわからない・・・」

「働きたいけど、自信が持てず一步を踏み出せない・・・」

「働きたいけど、コミュニケーションが苦手で・・・不安」

「働きたいけど、人間関係のつまずきで退職後、ブランクが長くなってしまった・・・」

など、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方

利用料金

相談・支援は無料です。

※プログラムの内容により参加費、交通費等を自己負担していただくことがあります。



どのように相談したらよいか

電話による相談、個別面接（事前予約制）を行っています。また、一部の市町村やハローワークでの出張相談も実施しています。オンラインによる相談を実施しているサポステもあります。まずはお気軽にお問い合わせください。本人からの相談はもちろんのこと、ご家族からの相談も受け付けています。

「サポステ」に関する問合せ先

- いばらき若者サポートステーション（水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階）
電話：0120-717-557 / FAX：029-259-2774
E-mail：info@ibasapo.com / HP：https://ibasapo.com/
- いばらき県西若者サポートステーション（筑西市西方1790-29）
電話：0296-54-6012 / FAX：0296-54-6013
E-mail：hola@iw-saposute.org / HP：http://www.iw-saposute.org/
- いばらき県南若者サポートステーション（つくば市東新井28-4 新井マンションⅡ2-C）
電話：029-893-3380 / FAX：029-893-3381
E-mail：info@saposute-tsukuba.jp / HP：https://saposute-tsukuba.jp/
- 茨城県産業戦略部労働政策課 人材育成グループ（県庁舎16階）
電話：029-301-3653 / FAX：029-301-3649

在職者訓練・いばらき名匠塾について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

在職者訓練（スキルアップセミナー）

機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、お仕事に必要な技能習得をサポートします。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～24時間 程度	3,040円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD、ホームページ作成 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	5～20名 程度	最長 210時間	※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度		

いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】1人あたり3,040円

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部労働政策課	（水戸市笠原町 978-6）	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	（水戸市下大野町 6342）	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	（日立市西成沢町 3-9-1）	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	（鹿嶋市林 572-1）	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	（土浦市中村西根番外 50-179）	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	（筑西市玉戸 1336-54）	TEL 0296-24-1714



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

在職者訓練は茨城県が実施する
公的職業訓練（ハロートレーニング）です

働く女性を
支援する

メンター養成研修

参加費
無料

女性が活躍できる組織づくりに向け、後輩女性の良き相談相手となり、キャリア形成を支援するメンター(助言者)を養成するためのセミナーです。

参加対象

茨城県内企業・事業所にお勤めで、3日間受講可能な方
(役職・性別・社内にメンター制度の有無は問いません)

定員

30名

実施方法

オンライン(Zoom) ※事前テストを行い、スタッフがサポートいたします

申込方法

メールもしくはFAX ※詳細は裏面へ

講師

藤田 潮 氏 一般社団法人日本経営協会講師



女性活躍推進支援及びコーチングをメインとして、これまでに手掛けた個人のコーチングは2500時間、研修&講演は業種問わず、4歳~87歳までを対象に1200回以上にのぼる。

コーチングによる人材開発分野で「自らの関わり方次第で人が動き&やる気を出すノウハウ」を研修や講演形式で指導。モチベーションが自然と上がるコミュニケーションを通じて研修進行するのが特徴。

日程 / プログラム (体験的実習を多く取り入れた実践的な内容です)

10月5日(火) 10:00~16:00	<基礎1> 1 導入(研修受講の前提と進め方 など) 2 コーチング型リーダーシップをメンタリングに取り入れる 3 信頼関係の構築 4 メンティー・メンターの相性をどう乗り越えるか
10月19日(火) 10:00~16:00	<基礎2> 1 導入(基礎1の内容の確認 など) 2 メンターが備えるスキル 3 自己肯定感とモチベーションを上げる手法 4 相手を伸ばす対話手法「GRROWモデル」
12月1日(水) 13:30~16:30	<フォローアップ> 1 導入(基礎1・2を踏まえて など) 2 私の実行体験談 3 今後の課題と解決案 4 総括

Point1

メンターとしての考え方や必要性を理解し、信頼関係を築くための基礎を解説します。

Point2

「対話法」や「関わり方」など、「相手」と接し方を学んでいただきます。

Point3

運用上の課題を発表(共有)し、対応を検討することで課題解決スキルを磨きます。

※プログラムは予告なく変更することがあります。予めご了承ください。

主催 茨城県・いばらき女性活躍推進会議

メンター養成研修申込書

申込先

Email : t-komu@noma.or.jp

F A X : 03-3403-6306

申込書は、こちらからダウンロードできます。URL:<https://bit.ly/2VaE24b>

締め切り:令和3年9月21日(火)まで

会社名 事業所名			
所在地	〒 茨城県		
業種	女性従業員割合	約	%
従業員規模 (パート含む)	<input type="checkbox"/> 10名以下 <input type="checkbox"/> 11~50名 <input type="checkbox"/> 51~100名 <input type="checkbox"/> 101~300名 <input type="checkbox"/> 301名以上		
連絡先	ご担当部署		ご担当者名
	メールアドレス ※必ずご記入ください		TEL/FAX
参加者	お名前(ふりがな)		所属
			役職/担当業務
	ご年齢	歳	勤続年数
貴社におけるメンター制度の導入状況、参加者の相談対応経験についてお選びください ※必ずご記入ください			
制度の状況	<input type="checkbox"/> メンター制度がある <input type="checkbox"/> 導入に向けて検討中 <input type="checkbox"/> 今のところ考えていない		
相談対応の経験	メンターもしくはメンターに類する立場として <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがない		

<留意事項>

- 複数名の参加希望がある場合にはご相談ください。
- 受講の決定につきましては、メールアドレスへご連絡いたします。
- 所定人数を超えた場合は、抽選にて受講者決定をさせていただきます。
- ご記入いただきました内容は、当イベントの参加管理にのみ使用いたします。なお、当イベント関係者以外の団体・個人等の第三者に対して、情報を開示・提供することは一切ありません。
- 広報・記録用として講義中の録画等をさせていただく場合もございますのでご了承ください。
- 本研修の主旨と合致しない目的でのお申し込みは、お断りさせていただきます。
- 本研修では、ZOOMを用いての実施となり、PCでの視聴を推奨しております(カメラ・マイク機能必須)。
スマートフォン・タブレット等での視聴の場合、不具合が生じる場合があります。
- 講義中の録画・スクリーンショット等はお控えください。

お問い合わせ先

■申込・内容について

一般社団法人 日本経営協会 ☎ 03-3403-1847 ✉ t-komu@noma.or.jp

■その他

茨城県産業戦略部労働政策課 ☎ 029-301-3635 ✉ rose1@pref.ibaraki.lg.jp

「令和3年度茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」の募集

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

令和3年度表彰候補企業の募集を以下のとおり行いますので、積極的なご応募をお待ちしております。詳細につきましては、県労働政策課ホームページをご覧ください。

表彰制度の概要

●対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業

●表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録を行っていること。
※会員登録は、労働政策課で随時行っています。
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。
- 3 一般事業主行動計画に、管理職等への女性の登用に関する数値目標を掲げ、登用促進のための取組を実施していること。
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。
または役員に1人以上の女性を登用していること。 など



●表彰候補企業の募集

- 1 募集方法／自薦および県内経済団体等からの推薦
- 2 募集期間／**令和3年7月1日(木)～9月30日(木)**
- 3 応募方法／推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。
- 4 その他／表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、以下の労働政策課HPからご確認いただくことができます。



<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/jokatsu/hyousyou.html>

●被表彰企業の決定

登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に判断し、優良賞と特別優良賞を決定します。

- 1 優良賞／取組内容が優れていると認められる企業
- 2 特別優良賞／取組内容及び登用実績が特に優れていると認められる企業

提出・
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所●茨城県水戸市笠原町978-6

電話●029(301)3635(直通) FAX●029(301)3649 メール●rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

追加募集

2022年4月から常時雇用する労働者が101名以上の事業主は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務化となります。

女性が活躍できる
職場を目指している中小企業等へ、
女性活躍推進アドバイザー(社会保険労務士等)を派遣し、
課題の掘り起こし、
課題解決のアドバイス、
女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画^(※)の
策定まで、きめ細やかにサポートします。

※一般事業主行動計画とは?
事業所が、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析をもとに目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組み内容をまとめたものです。

もっと輝く
職場に
女性活躍推進
アドバイザーを
無料

支援
企業数

30社

※定員になり次第締め切り

申込
条件

- ① 茨城県内に本社があること
- ② 申し込み時点で行動計画が未策定であること
- ③ 国または市町村から同様の趣旨のアドバイザー派遣を受けていないこと

女性活躍に関する取組が評価されると表彰・認定等の獲得につながります

両立支援等
助成金

(女性活躍加速化)



茨城県
女性リーダー登用
先進企業表彰



えるぼし認定



上記の詳細やその他の制度・取組は、
アドバイザー訪問時に詳しくご案内いたします。

お申込みは裏面をご確認ください▶

茨城県女性活躍推進アドバイザー派遣申込書

女性活躍推進アドバイザーの派遣を希望される企業は、本書に必要事項をご記入の上、**メール**にて、お申し込みください。

この申込書は労働政策課のホームページ（以下URL）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/jokatsu/adviserhaken.html>

（「茨城県女性活躍推進アドバイザー派遣」と検索）

●基本情報

団 体 / 企 業 名	フリガナ			
代表者の役職・氏名	フリガナ			
主 要 業 種	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 公務	<input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業、 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 娯楽業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 分類不能の産業		
	<input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 学術研究、 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> サービス業			
全 従 業 員 数	正社員	人	パート勤務者等	人
（うち女性従業員数）	（正社員	人	パート勤務者等	人）
一般事業主行動計画の 策 定 状 況	<input type="checkbox"/> 策定予定（ 月頃）		<input type="checkbox"/> 未定	
本 社 所 在 地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所 属 （ 部 課 ）		
役 職 ・ 氏 名	フリガナ	
T E L ・ E-mail	TEL	E-mail

■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、本業務に関するもののみに使用し、目的以外の使用をすることはありません。

【申込先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
 TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

公益財団法人茨城カウンセリングセンター

Web配信対応

2021年度

カウンセリング講座のご案内

今秋開講 各コース全10回（土曜日）

入門コース

カウンセリングを学ぶよろこびをご一緒しましょう
誰でも「心がやわらかい人」になれる資質をもっています

レクチャーコース

私たちは「やわらかな心のまなざし」にどれほど助けられた
ことでしょう
支え合い、助け合い、に必要なものは何かを学び合いましょう



ホーム
ページ



講座
申し込み

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階

TEL 029-225-8580

FAX 029-225-1872

E-mail iccnet@sunshine.ne.jp

【入門コース】

レクチャーコース
と同時受講可能です!!

カウンセリングを学ぶよろこび

～あなた自身のために、あなたの大切な人のために～

- ◇カウンセリングを学ぶことは、誰にとっても大切なことです。そして、それは大きな喜びです。
- ◇カウンセリングを学ぶということは、「心がやわらかい人」になることです。
人は、心が苦しいときほど、「心がやわらかい人」を求めるからです。
- ◇「心がやわらかい人」とは、どんな人のことでしょうか。「心がやわらかい」とは、「いろいろな欠点も問題もある自分なのに、こんな自分なのに、支えてくれる人がいる、助けてくれる人がいる」と思っている人です。「自分こそ支えられている」という実感がリアルであればあるほど、人への「心のまなざし」は、やわらかく共感的になっていくのです。
- ◇でも、これはそんなに特別な人しかできないことでしょうか。そんなことはありません。誰でも、すでに潜在的に「心がやわらかい人」になるための資質を持っているのです。あなたの中にすでに与えられている資質が花開いていくことは、あなたに生きがいを与え、あなたの心を豊かにしていくでしょう。
- ◇講師陣は、優れたカウンセラーである前に「心のやわらかな」人たちです。実践力のある魅力的な講師陣です。どうぞ今のあなたのままでこの講座に参加してください。



講座日程

No	講座日程	講師	テーマ
1	10月23日(土)	永原伸彦 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングを学ぶよろこび
2	11月27日(土)	伊東聡枝 (茨城カウンセリングセンター)	心が整えられていくカウンセリング
3	12月18日(土)	稲垣千代 (茨城カウンセリングセンター)	本当の自分と出会い、 心が開かれていくよろこび
4	2022年 1月22日(土)	塚本美和子 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングがくれる豊かな気づき
5	2月26日(土)	高岡美記 (茨城カウンセリングセンター)	自由な風になる
6	3月26日(土)	羽生真規子 (茨城カウンセリングセンター) 渡邊聖樹 (茨城カウンセリングセンター)	支えあう・わかちあうよろこび
7	4月23日(土)	関根一夫 (木村クリニック・MACF牧師・作詞家)	やわらかな応答のカウンセリング
8	5月28日(土)	諸富祥彦 (明治大学 教授)	悩む心を支えるカウンセリング ～心理学の3つのアプローチ～
9	6月25日(土)	正保春彦 (茨城大学 教授)	“今、ここ”から考えるカウンセリング
10	7月23日(土)	小原昌之 (茨城カウンセリングセンター)	あなたの心を育むカウンセリング

【レクチャーコース】

今年度の通しテーマは、「**やわらかな心のまなざし**」です。

私たちは、心が乾き、追いつめられたとき、「やわらかなまなざし」にどれほど助けられたことでしょうか。このテーマは、カウンセリング場面だけでなく、あらゆる人と人のかかわりの中で最も大切なことのひとつだと思います。お互いに支え合い、助け合っていくために本当に大切なものは何かについて、一緒に学びあっていきましょう。

No	講座日程	講師	テーマ
1	11月6日(土)	大田仁史(茨城県立健康プラザ管理者・茨城県立医療大学付属病院名誉院長)	～障害者の心～芯から支えるために
2	12月4日(土)	小原昌之(茨城カウンセリングセンター)	ポリフォニックな世界と 俳諧カウンセリング
3	2022年 1月8日(土)	上田憲明(聖路加国際大学キリスト教センター チャプレン・司祭)	死を意識した患者さんとチャプレンとの やりとりから見えてくるもの
4	2月12日(土)	関根一夫 (木村クリニック・MACF牧師・作詞家)	心のまなざしは何を語るのか? ～ことばの裏に潜む光と闇～
5	3月5日(土)	正保春彦(茨城大学 教授)	カウンセリングと エクステンド・アドバンス
6	4月2日(土)	稲垣千代(茨城カウンセリングセンター)	心を育む、やわらかなまなざし
7	5月7日(土)	高岡美記(茨城カウンセリングセンター)	「夢」無意識からのメッセージ
8	6月4日(土)	塚本美和子(茨城カウンセリングセンター)	他者との出会いが育む心のまなざし
9	7月2日(土)	伊東聡枝(茨城カウンセリングセンター)	あなたを見守るやわらかな心のまなざし
10	8月6日(土)	永原伸彦(茨城カウンセリングセンター)	豊かな「対話性」を育むカウンセリング

今年度新しく登場して下さる講師の方々

◇大田 仁史 先生(茨城県立健康プラザ管理者・茨城県立医療大学付属病院名誉院長)

大人も子供も、障害を持つ人もみんなが、自ら望む地域生活ができるように協働していく「地域リハビリテーション」の、理念と実践を茨城で初めて展開された先生です。

「シルバーリハビリ体操」を考案され、全国に広がり、引っ張りだこ。悩む人々の中から、こころ、生活をこれほど深く、優しく、創造的に見つめられる先生は日本でも稀有です。カウンセリングの心をたおやかに持たれているのです。テレビや茨城新聞の連載でもお馴染みですが、当センターとご縁がつながり今回初登場です。泣いて笑って、巨匠のお断りは生涯の宝物となるでしょう。

◇正保 晴彦 先生(茨城大学大学院教育学研究科 教授)

ご専門は、グループアプローチ、構成的エンカウンターグループ、サイコドラマなど。

「楽しく」と「学べる」が両立する、グループアプローチの実践と研究を、ていねいに進めておられます。即興演劇の手法である「エクステンド・アドバンス」を、カウンセリングにどう生かすか、お話が本当に楽しみです。

著書に「心を育てるグループワーク」(金子書房)など。

◇上田 憲明 先生(聖路加国際大学キリスト教センター チャプレン・司祭)

「死んだら天国へ行けるでしょうか？」その方は何を尋ねているのか、教養上の答えか、本音の応えか。日々、病院で死を意識した患者さんに寄り添い、耳を傾けています。具体的に出会った患者さんとのやりとりの中から、感じたこと、考えたことなどをご紹介いただきながら、死ぬことを意識しながら生きることについて語ってくださいます。2003年より聖路加国際病院協同チャプレンとなり、現在聖路加国際大学キリスト教センターチャプレン。

入門コース・レクチャーコースのお申し込みについて

受講形式

1. Web配信による受講
2. ご来場による受講
(各コース50名様まで)
3. 1と2の両方

講座開催日の1週間後から、1カ月間
“好きな時間”に“好きな場所”で“何度でも”
 ご視聴頂けます。

***レクチャーコースは、入門コースをすでに終了した方(出席回数はありません)もしくは、2021年度の入門コースも同時受講される方が、対象となります。**

ご来場による 受講の場合

時間：午後**2時～4時** (各コースともに**土曜日**開講)
 場所：茨城県産業会館 大会議室



受講料

入門コース：27,500円(税込み)【全10回分】
 レクチャーコース：27,500円(税込み)【全10回分】

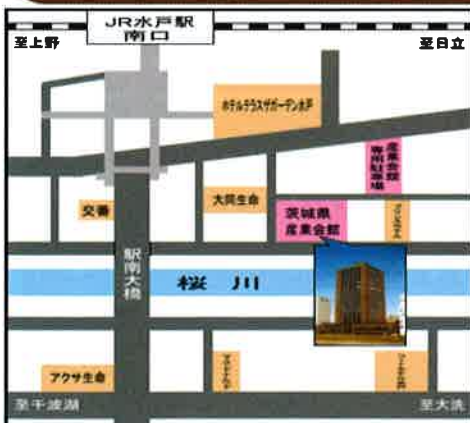
受講料は銀行振込または、直接ご持参ください。

銀行口座：常陽銀行本店 普通預金 No.1619476 (公財) 茨城カウンセリングセンター

***一度入金いただいた受講料は、講座が始まってからのご返金はいたしかねます。**

申込方法

- ①当センターのホームページでのお申し込み
- ②FAXでのお申し込み⇒下記の申し込み用紙をご使用ください
- ③電話でのお申し込み⇒当センターにお電話(029-225-8580)ください。



*やむを得ない事情により講座日程等が変更になる場合がございます。
 *当センターの会員先の方は、受講料が割引になります。
 (詳しくは、当センターにお問い合わせください。)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より参加人数を減らし、可能な限り座席の距離を確保します。
 また、室内物品の消毒や換気を行います。
- マスクの着用、手指の消毒等、感染予防にご協力ください。



公益財団法人 茨城カウンセリングセンター (FAX: 029-225-1872)

参加申込書

受講講座	<input type="checkbox"/> 入門コース <input type="checkbox"/> レクチャーコース <input type="checkbox"/> 両方 (希望コースに✓をいれてください)		
お名前		TEL	(できれば携帯電話の記載をお願い致します)
住所	〒	Eメール	
受講方法	<input type="checkbox"/> Web配信での受講 <input type="checkbox"/> ご来場での受講 <input type="checkbox"/> Web配信及びご来場での受講 *いずれかのうち、一つに✓を入れてください		

茨城県内企業の経営者と話せる！

2021**いばらき** 1Day 仕事体験

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「1Day 仕事体験」を実施します。

県内で活躍する経営者の考え方に触れ、企業活動の核心を知ることができる内容となっています。

参加学生を募集していますので、興味のある方はぜひご連絡ください。

《実施期間》 2021年7月～2022年2月
主に学生の夏季・冬季・春季休みの時期に実施

《対象学生》 茨城県内企業に興味のある大学生等（学年は問いません）

《参加対象企業》 県内企業
（企業情報・実施プログラムの詳細▼事業を委託しているNPO法人雇用人材協会のHPからご覧いただけます。<http://koyou-jinzai.org/education/>）
※企業情報は随時更新します。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 Tel：029-301-3645
または
NPO法人雇用人材協会 Tel：029-300-1738
E-mail：info@koyou-jinzai.org

【お申し込みフォームURL】

<https://forms.gle/3bZfPmTfV2GcohJ26>



いい顔で働こう。
2021 いばらき 1Day 仕事体験 参加費無料

リアルな職場見学だけでなく、
経営者の発言は
お金です

オンラインではなく対面で経営者の行動や発言に触れる

【1日体験できる？】
A 学校卒業後、アルバイトやインターンシップで職場体験をした経験がある。

【誰でも参加できる？】
A 高校卒業後、アルバイトやインターンシップで職場体験をした経験がある。また、企業に就職を考えている。企業に就職した経験がある。

【どんな体験ができる？】
A オンラインで経営者と直接話すことができる。また、企業に就職を考えている。企業に就職した経験がある。

【申し込み方法は？】
A オンラインで申し込みができる。また、企業に就職を考えている。企業に就職した経験がある。

申込期間
実施期間
対象者
2021年7月～2022年2月
県内外で学ぶ学生（学年不問・どなたでも）※実施期間まで無料で参加可

主催 茨城県
協賛 NPO法人 雇用人材協会 水戸市三の丸1-7-41
Tel: 029-300-1738 (FAX: 029-18-00) E-Mail: info@koyou-jinzai.org

申し込み方法
①掲載の掲載企業リストから希望する企業を選び、右下のQRコードまたはお問い合わせコードからお申し込みください。
URL: <https://forms.gle/3bZfPmTfV2GcohJ26>

受入れ企業の情報など
詳しくは
NPO法人雇用人材協会の
ホームページをご覧ください。
<http://koyou-jinzai.org/education/>

令和3年度 全国労働衛生週間



スローガン 「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

<趣旨>

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で72回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には全国で802件となり、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には全国で6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

さらに、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められていることから、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

このような状況を踏まえ、今年度は、「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとします。

なお、今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（(1)密閉（換気の悪い密閉空間）、(2)密集（多くの人が密集）、(3)密接（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとなりますので、各事業場皆様のご協力をお願いします。

<期 間>

10月1日（金）から10月7日（木）まで（準備期間 9月1日（水）から9月30日（木）まで）

<実施事項>

全国労働衛生週間中に実施する主な事項として、①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰、④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施、⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の取組を展開するようお願いします。

【お問い合わせ先】 茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL029-224-6215

誰だって
自分のことがわからない
だからジョブ・カードを作って
自分を知ることから
仕事探しを始めませんか？

ジョブ・カードを使って
自分自身に向き合う時間を作りませんか

ジョブ・カードは

仕事を探す自分自身への プレゼント!

新型コロナウイルス感染症の拡大により私たちの日常は一変しました
特に大きな変化をもたらしたのが「働き方」です
社会全体が閉塞感に覆われ先が見えない漠然とした不安に覆われる今だからこそ
自分に向き合いこれからの働き方をじっくり考えることが大切です

ジョブ・カードはハローワークで作ることができます。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

ジョブ・カードを

知らない

作らない

使わない

のはもったいない!!

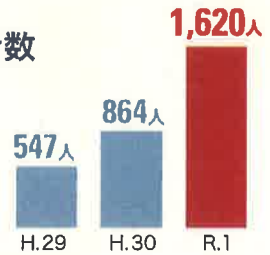
ジョブ・カードとは？



ジョブ・カードには次の4種類があります。ハローワークでキャリアコンサルタントのアドバイスを受けながら一緒に作ることができます。

ジョブカード利用者数

茨城県内のハローワークでジョブ・カードを作った方は、こんなにたくさんいます！



1



キャリアプランシート

これからどんな仕事がしたいのか（興味・関心）、どのように働きたいのか（こだわり・価値観）、何ができるのか（強み・能力）など、今までの自分の仕事の経験と今後なりたい自分についてキャリアプランを作成します。

2



職務経歴シート

これまで経験してきた仕事で学んだことや得られたものを記入します。

例) 株式会社〇〇に入社後、ITサービスのコンサルティング営業を担当。基幹システムの販売や、IT機器のサポートなどに従事してきました。

3



職業能力証明シート (免許・資格)

これまで取得してきた免許や資格を整理します。

例) 普通自動車免許
TOEIC 730点
簿記2級

4



職業能力証明シート (学習歴・訓練歴)

これまで学校や職業訓練で学んできたことを整理します。

例) マイクロソフト オフィス
スペシャリスト講座受講
●●●●●職業訓練校修了

- 😊 キャリアコンサルティングの時間はとても有意義でした。
- 😊 楽しい雰囲気の中で、自分のことをお話しすることができました。

😊 これは使えます！

- 😊 自分がやりたい仕事のためには職業訓練でスキルを身に付けることが必要だとわかり、目標ができました。
- 😊 自分自身では気付かなかったことを、キャリアコンサルタントの方にたくさん気付かせていただきました。

- 😊 ジョブ・カードを作っていくうちに、やりたい仕事がかんたんにわかってきた。
- 😊 書き出すことで、頭の中のものもやがスッキリ整理されました。

(ジョブ・カードを) 作った方の声

😊 自分の強み、弱み、価値観が明確になりました。

😊 自分の人生を見つめ直し、これからの生き方を考えるきっかけになった気がします。

- 😊 ジョブ・カードを作ることで、就職活動を前向きに頑張ろうという気持ちになった。
- 😊 もっと早くジョブ・カードのことを知りたかったです。

😊 最初は難しいと思いましたが、キャリアコンサルタントの先生が親切にアドバイスして下さったおかげで作成することができました。



新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

ご存知ですか？

中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅうたくん きょう子ちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

令和3年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が全面適用！

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されています！～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が**企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行**されました。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。
法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定〈法第8条〉

(不合理な待遇差の禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定〈法第9条〉

(差別的取扱いの禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲
が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ① 均衡待遇規定について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。〈法第8条〉
- ② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。〈法第9条〉
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン（指針）を策定**。〈法第15条〉

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○ + 労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○	× → ○

お役立ち情報～個別支援(無料)～

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか？
電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ先】
茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728
(平日9:00～17:00)

お役立ち情報～解説動画～

パート・有期労働ポータルサイト(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

全編	改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)
プロローグと チャプター1	改正後の目的と主な改正点について (39分06秒)
チャプター2	不合理な待遇差をなくするための規定の整備 (9分16秒)
チャプター3	不合理な待遇差をなくするための規定の整備～同一労働同一賃金ガイドライン～ (12分38秒)
チャプター4	参考となる判例 (7分14秒)
チャプター5	労働者に対する待遇に關する説明義務の強化 (6分11秒)
チャプター6	改正に対応するための取組手続について (8分26秒)
チャプター7	裁判外紛争解決手続「行政ADR」の規定の整備等 (1分30秒)
チャプター8	改正に対応するための事業主の皆さまへの支援について (2分33秒)

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



育児・介護休業法が改正されます！

～有期契約労働者(※)の方も育児休業や介護休業をすることができます～

(※) 「パート」、「アルバイト」「契約社員」などの呼称を問わず、1年契約など雇用期間を定めて契約をしている労働者を指します。

育児休業とは？

原則として1歳未満の子を養育するために、休業をすることができます。(保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は最長2歳まで休業を延長することができます。)

介護休業とは？

要介護状態にある家族を介護するために、通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができます。

● 育児・介護休業法改正ポイント ●

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期間	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 (今回の改正で分割して2回まで取得可)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
- ③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

(注) 新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります 施行日：令和4年4月1日

○育児休業を取得しやすい**雇用環境の整備**（研修、相談窓口設置等）

○妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**

- ・雇用環境整備の具体的な内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めさせないことを定める予定です。

③ 育児休業を分割して取得できるようになります 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

○（新制度とは別に）分割して**2回**まで取得可能

○1歳以降に延長する場合について、育休開始日を**柔軟化**

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます 施行日：令和4年4月1日

○「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を**撤廃**し、無期雇用労働者と同様の取り扱い(労使協定の締結により除外可)とする。

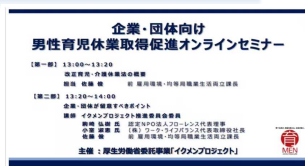
- ※「子が1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置
- ※「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります 施行日：令和5年4月1日

○従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

～解説動画～



▲解説動画はこちらから

企業・団体向け 男性育児休業取得促進オンラインセミナー

令和3年7月6日に厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」で実施されたオンラインセミナーの公開動画です。

当該セミナーでは「改正育児・介護休業法」や、「男性の育児休業取得の促進について」解説されています。

【イクメンプロジェクトサイト】

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】

- 育児・介護休業制度
茨城労働局 雇用環境・均等室（〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎ 029-277-8295）
- 育児・介護休業給付金 最寄りのハローワークへ

令和3年度前期障害者就職面接会 中止のお知らせ

従来開催している一堂に会して実施する就職面接会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面開催が見込めない状況であります。

求人者、求職者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

しかし、各ハローワークにおいて、事業所への雇入れ支援、求職者への就職支援の強化を図りながら、雇用機会、就職機会の場をなくさないために、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら、小規模の就職面接会の実施を検討しております。

また、今後の大規模な就職面接会は状況を踏まえながら開催を検討して参ります。

県内各ハローワーク・茨城労働局

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

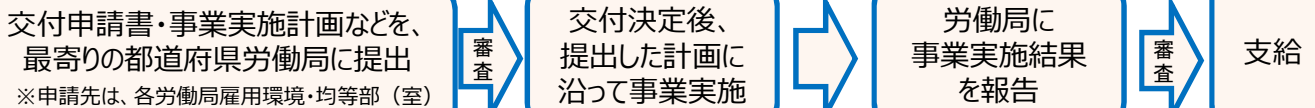
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

コロナ禍で、仕事で困っている あなたへ

あなたがもらえる可能性のある雇用関係の給付金を
チェックしましょう

休業手当
がもらえ
なかった



休業
支援金



仕事を
やめて
職探し中



雇用
保険
(求職者給付)



雇用保険
が対象外
だった



求職者
支援制度
(職業訓練受講給付金)



裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック！

これらの雇用関係の給付金以外にも、
緊急小口資金等の特例貸付、住居確
保給付金、生活保護制度があります。
こちらをご覧ください



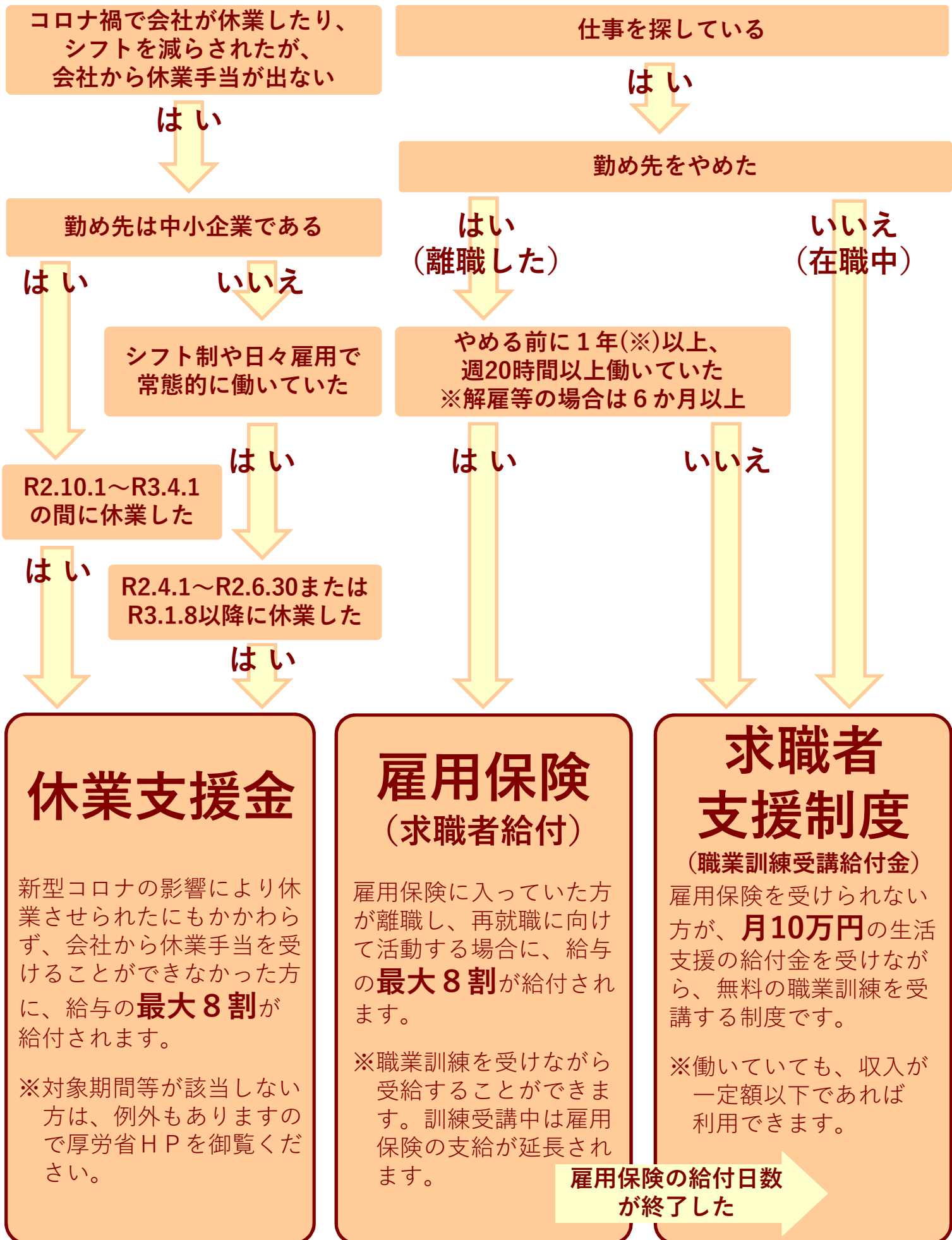
(緊急小口資金等の
特例貸付、住居確保
給付金)



(生活保護制度)

チェックシート

該当するか見てみましょう！



休業支援金

新型コロナの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けることができなかった方に、給与の**最大8割**が給付されます。

※対象期間等が該当しない方は、例外もありますので厚労省HPを御覧ください。

雇用保険 (求職者給付)

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の**最大8割**が給付されます。

※職業訓練を受けながら受給することができます。訓練受講中は雇用保険の支給が延長されます。

求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)

雇用保険を受けられない方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

※働いていても、収入が一定額以下であれば利用できます。

雇用保険の給付日数が終了した



労働委員会の窓から

令和3年6月1日～令和3年7月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

❁ 今期の事件の状況

❁ **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
 ・・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。

❁ **調整事件**（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
 ・・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

❁ **個別あっせん事件**（個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
 ・・・・当該期間中に新規申請が**2件**ありました。**1件**が終結し、**1件**が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 3 (個) 第2号事件	医療、 福祉	R 3. 6. 11 労働者	・パワハラ等の謝罪 ・解決金
R 3 (個) 第3号事件	製造業	R 3. 6. 22 労働者	・不法行為に対する謝罪と慰謝料の支払い (パワハラ)

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 3 (個) 第3号事件	製造業	R 3. 6. 22 労働者	・不法行為に対する謝罪と慰謝料の支払い (パワハラ)	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打ち切りとして終結した。 (終結までの所要日数は38日)



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

無料

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会

パワハラ

解雇

まずは
ご相談ください！



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が、ご相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらのご相談もお受けいたします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

	日時	会場
第1回	10月6日(水) 14:00～17:00	県庁23階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6)
第2回	10月22日(金) 14:00～17:00	
第3回	10月28日(木) 17:00～19:00	

- ◆面談または電話により相談を行います。
- ◆事前予約制です。前日までに、お電話でご予約ください。
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策を行い実施いたします。



ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局

TEL : 029-301-5563

受付時間 8:30～17:15
(土日祝日を除く)

【相談事例】

労働者個人から

- ◆職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆勤務先の社長から、会社の経営が厳しいから辞めてくれと言われた。退職しなければならないのか。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

使用者から

- ◆社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ◆経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労働委員会とは・・・

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労使間のトラブルを解決するための行政機関です。

あっせんとは・・・

「あっせん員」が、公正・中立な立場で労使双方の主張を確かめ、労使間の解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによりトラブルが解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の主な業務

無料

秘密厳守

- 1 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(あっせん・調停・仲裁)
- 2 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(個別的労使紛争のあっせん)
- 3 不当労働行為の審査を行い、必要な救済命令を出します。

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁23階)

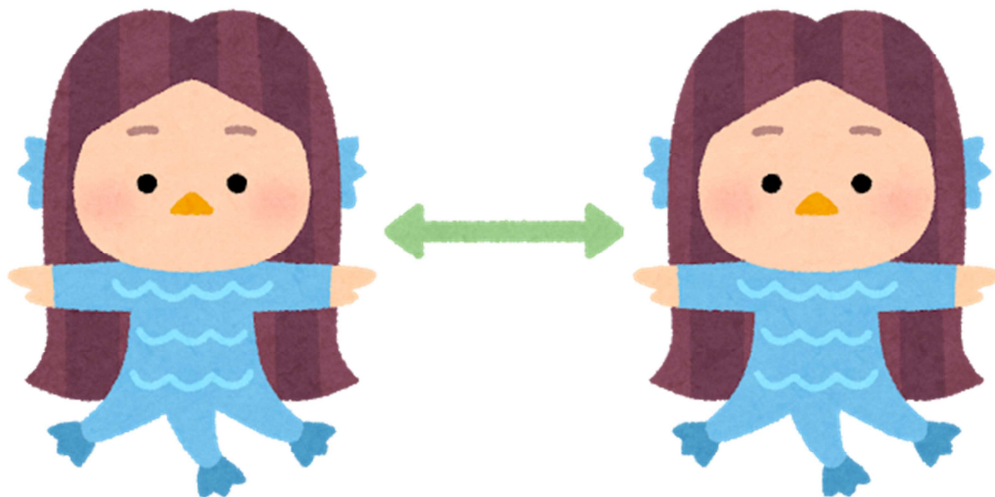
TEL 029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

TEL 029-301-5568(不当労働行為の審査)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>





茨城労働 Seed
9月号 第725号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
令和3年9月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>